# 令和元年度 豊中市 幼児教育・保育無償化 事業者説明会(市内認可施設対象) (令和元年(2019年)6月26日実施分)

# 質問票への回答について

| 問  | 回答   |
|--|--|
| 給食費について  |  |
| 1 号認定児の給食費について、算出根拠の説明が可能であれば、月額固定としてもよいのでしょうか。  | 月額固定として構いません。  |
| 園としての給食費の設定を月曜日~金曜日を<br>基本とし、土曜日の利用があった場合のみ、<br>土曜日分の給食費を別途徴収してもよいので<br>しょうか。                                | 2 号認定こどもの副食費はこれまでも公定価格に月額設定で含まれており、今後保護者からの徴収に変更するにあたっても、月額設定としていただくこととなります。また、保護者の週休日も働き方によって一律でないことが考えられるため、利用日数が同じであっても利用曜日によって徴収額が変わる料金設定は適切ではありません。 (2019/8/1 追記) |
| 給食費に関する加算について、2 号は月額<br>4,500 円固定とのことですが、日割り計算は発<br>生しないのでしょうか。  | 2 号認定こどもの副食費の加算額については、月額 4,500 円と示されています。(FAQ179 参照)   |
| 給食費について、豊中市では市内全園一律の<br>金額設定はしないのでしょうか。園によって金<br>額が異なると、保護者は不公平感を持つので<br>はないでしょうか。                           | 公立こども園の給食費を目安としてお示ししますが、民間園におかれましては各自で金額設定いただくことになります。(FAQ169 参照)  |
| 2号認定児で、実際に副食費が3,000円しかかかっていない場合、副食費の目安である4,500円にしなければいけないのでしょうか。   | 副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになります。これまで公定価格において 4,500 円を副食費として積算し、保育料の一部として保護者負担を求めてきた経緯を踏まえて、各園での判断となります。(FAQ169 参照)                               |
| 1 号認定児が夏季休業中に預かり保育を利用<br>して給食を食べた場合、免除対象となる児童<br>からも給食費を実費徴収してよいのでしょう<br>か。その場合、免除対象分として補足給付の<br>対象外なのでしょうか。 | お見込のとおりです。<br>1 号認定こどもの加算要件・補足給付要件となる給食実施日数とは、<br>子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限るので、加<br>算や補足給付の対象外です。<br>副食費の免除対象者であっても、個別徴収することとなります。<br>(2019/8/1 追記)                   |
| 延長保育料について  |  |
| 第3子の延長保育料減免はなくなるのでしょう<br>か。  | 令和元年 10 月から第 1、第 2 階層のみに見直しますので、第 3 階層以上の第 3 子は延長保育料がかかるようになります。   |

### 一時預かりについて

一時預かり事業(一般型)について、他市在住の児童が、里帰り出産の事由で豊中市在住の祖父母が申請者となって一時預かり(一般型)を利用した場合、児童が3歳児以上であれば利用料は徴収しないのか。

一時保育については認可外扱いとなります。償還払いであれば、保護者から徴収していだきます。法定代理受領の場合であっても、在籍園等との兼ね合いにより、無償化の対象になるかにより、対応が変ると考えられるので、個別に児童のいる自治体にご確認ください。

一時預かりの利用者に向けた確認資料や案 内文はあるのでしょうか。

別途案内いたします。

#### 保育料について

海外からの一時帰国期間中に、短期間(1か月のみなど)在園する場合、保育料はどのような扱いとなるのか。

住民登録があるのであれば、実際の利用期間のみ無償化の対象となります。

#### 入園料について

新制度未移行幼稚園における入園料の取扱いについて。資料中に「入園料を入園時に園が保護者から徴収」とあるが、「入園時」とは、願書受付日または入園日のどちらが該当するのか。

園で決められたタイミングで結構です。

入園料について、資料中に「入園料の一部を 給付された分を差し引いて納付」とあるが、会 計処理上問題ないのか。

(市から入園料相当分が未納であるのに、差し引き分を徴収してよいのか)

例) 入園料60,000 円、保育料23,000 円の場合、60,000 円-(25,700-23,000)\*12=27,600 円を入園時に徴収してよいのか。

会計処理上問題ありません。法人会計の取り扱いについては、別途通知があるとのことです。

(大阪府確認済)

## 施設等利用給付認定について

施設等利用給付の新 2 号認定において、短時間認定と標準時間認定の設定がないということは、保育の必要性が 17 時まである場合や、週 3 日でよい場合でも、毎日 19 時まで預かるということなのか。

新認定である施設等利用給付認定は、認定されないと施設利用やサービスを受けることができないものではなく、あくまで認定されると利用している預かり保育の利用料等が上限額まで無償化されるというものです。そのため、1号認定に加え新2号認定を受けた児童については、保護者・児童の実状に加え園の預かり保育を提供できる状況に応じてご対応ください。

### 次年度スケジュールについて

施設等利用給付認定通知、却下通知、補足給付認定通知の時期が3月となっていますが、3月のいつ頃になりますか。

3月末を予定しています。